

いじめの重大事態に係る調査報告書
(令和5年11月27日付諮問に対する答申)

令和7年3月17日

旭川市いじめ防止等対策委員会

目 次

| | | |
|-----|--|----|
| 第1章 | いじめ重大事態の調査等の概要 | |
| 第1 | 事案の概要 | 3 |
| 第2 | 調査を行う組織及び構成 | 3 |
| 第3 | 調査 | 4 |
| 1 | 調査の目的 | 4 |
| 2 | 調査の基本方針 | 4 |
| 3 | 調査の方法と対象 | 4 |
| 4 | 調査の経過 | 5 |
| 第2章 | 調査結果 | |
| 第1 | いじめの定義 | 7 |
| 第2 | 当該児童について | 7 |
| 第3 | 「いじめ」に該当するか検討すべき事実関係について | 8 |
| 1 | 当該児童からのクワガタの提供について（2年生の夏休み期間） | 8 |
| 2 | 当該児童が帽子を取られて、投げ捨てられた件（2年生の通学時） | 8 |
| 3 | 当該児童に雪玉がぶつけられた件（2年生の12月の下校中） | 8 |
| 4 | 当該児童が「鬼ごっこ」の中でターゲットになったこと（2年生の5月～10月と3年生の4月中旬） | 9 |
| 5 | ボールを投げられて逃げられた件 | 9 |
| 6 | その他の当該児童側から申告があった件（当該児童を待ち伏せする行為について） | 9 |
| 第4 | 「いじめ」についての判断 | 10 |
| 1 | いじめの認定について | 10 |
| 2 | いじめの構造化・連続性とそれに伴う当該児童の孤立化について | 10 |
| 第3章 | いじめに対する当該校の対応の検証 | |
| 第1 | 検証の資料について | 12 |
| 第2 | 当該児童の状況について | 12 |
| 第3 | 対応の経過（概要） | 14 |
| 1 | 令和2年度（1年生） | 14 |
| 2 | 令和3年度（2年生） | 14 |
| 3 | 令和4年度（3年生） | 16 |
| 4 | 令和5年度（4年生） | 17 |
| 第4 | 評価 | 21 |
| 1 | 学校としてのいじめの認知のあり方について | 21 |
| 2 | 文脈という観点に立ったいじめの認知 | 22 |

| | | |
|-----|-------------------------------------|----|
| 3 | 支援体制について…………… | 23 |
| 4 | 保護者間の関係修復に向けた取り組みにおける学校の役割について…………… | 23 |
| 第4章 | 教育委員会等の対応の検証…………… | |
| 第1 | 検証…………… | 24 |
| 1 | 対応の経過（概要）…………… | 24 |
| 2 | 当該児童と関係児童Aの両保護者の関係修復の支援について…………… | 24 |
| 3 | 学習支援について…………… | 25 |
| 4 | 教育相談体制について…………… | 25 |
| 第2 | 評価…………… | 27 |
| 1 | 保護者間の関係修復に向けた教育委員会の役割について…………… | 27 |
| 2 | 学習支援について…………… | 28 |
| 3 | 教育相談体制について…………… | 28 |
| 第5章 | いじめと不登校との関係…………… | |
| 第1 | いじめと不登校との関係について…………… | 30 |
| 第2 | いじめへの対応と不登校の長期化の関連について…………… | 31 |
| 第6章 | 提言…………… | |
| 第1 | 再発防止策…………… | 32 |
| 1 | 初期対応における児童に寄り添う姿勢の重要性…………… | 32 |
| 2 | 問題解決に向けた組織的対応…………… | 32 |
| 3 | いじめ認知のあり方…………… | 33 |
| 4 | 被害側と加害側の関係修復…………… | 33 |
| 5 | 市教委の対応について…………… | 34 |
| 6 | 子総相の対応について…………… | 34 |
| 7 | 教育相談体制における関係機関の連携について…………… | 34 |
| 8 | 実践的な学習を通じた児童への指導・支援…………… | 35 |
| 第2 | 結び…………… | 35 |

第1章 いじめ重大事態の調査等の概要

第1 事案の概要

本事案は、男子児童（令和4年当時、市内小学校3年生に在籍、以下「当該児童」という）に対するいじめの疑いのある行為を調査の対象としている。

令和4年4月11日当該児童の保護者（以下「当該児童保護者」という）からいじめを行ったと訴えのあった児童（以下「関係児童」という）から受けた行為について、いじめの疑いがあり、その後、当該児童は登校できない状態となった。

当該児童保護者は、当該小学校（以下「当該校」という）の校長に対して、令和5年5月31日に重大事態として扱うように要望した。

上記の申し入れに基づき、報告を受けた旭川市教育委員会（以下「市教委」という）は、本事案が重大事態であると判断したため、令和5年11月27日付諮問書において、旭川市いじめ防止等対策委員会（以下「当委員会」という）に対して、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例（以下「条例」という）第11条に基づき、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という）第28条に規定するいじめ重大事態の調査等について諮問（資料1）した。

諮問事項

- (1) いじめの事実関係の調査と検証
- (2) 当該児童が不登校に至った過程の検証
- (3) 市教委と学校の対応調査と課題の検証
- (4) 今後の関係児童への支援と再発防止策

第2 調査を行う組織及び構成

当委員会は、推進法第14条3項に規定する組織として条例第10条に基づいて設置された常設の組織である。委員5名、臨時委員2名からなり、いずれも職能団体等の推薦に基づいて委員の委嘱を受けている。

当委員会の設置については、旭川市いじめ防止基本方針において以下のよう
に定められている。

【第3章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項】

- 1 いじめの防止等の対策のための組織の設置
- (2) 旭川市いじめ防止等対策委員会

教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、市のいじめの状況等を踏まえ、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、旭川市いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」という）を設置します。

また、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した際、教育委員会が主体となって調査を実施すると判断した場合、対策委員会において調査を行います。

委員構成は、その選出過程において公平性や中立性が確保され、客観的な調査や検証が行えるように、職能団体や大学等から推薦を受けた者で構成した(表1)。

表1 委員の構成(委員・臨時委員は50音順)

| | 氏名 | 所属 | 分野 |
|------|------|-----------|-------------|
| 委員長 | 諏訪清隆 | 旭川医師会 | 医師 |
| 副委員長 | 平野直己 | 北海道教育大学 | 大学教授・臨床心理士 |
| 委員 | 後藤雄則 | 札幌弁護士会 | 弁護士 |
| 委員 | 高谷桃子 | 北海道臨床心理士会 | 公認心理師・臨床心理士 |
| 委員 | 宮川新治 | 旭川育児院 | 社会福祉士 |
| 臨時委員 | 高橋甲 | 北海道臨床心理士会 | 公認心理師 |
| 臨時委員 | 中村晴日 | 北海道臨床心理士会 | 公認心理師・臨床心理士 |

第3 調査

1 調査の目的

調査の目的は、当該児童の周りで起こった事案について、事実の有無と当委員会設置に至るまでの当該校及び市教委等の対応を調査すること、調査結果を踏まえて、今後のいじめ防止に向けた提言を行うことである。

2 調査の基本方針

当委員会では、事実を明らかにするとともに、調査に当たっては、推進法及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを参考に、第三者による中立・公平な調査を行う。

3 調査の方法と対象

① 資料の収集・分析

- ・ 当該校と当該児童保護者及び関係児童保護者への対応の記録
- ・ 当該校における児童の対応の記録
- ・ 当該校のいじめ対策組織会議の記録
- ・ 当該児童の出欠状況の記録
- ・ 当該校が実施したいじめアンケート
- ・ 当該校と市教委等の対応の記録

② 聴取(対象者は以下のとおりである)

- ・ 当該児童、当該児童保護者、当該児童の年上のきょうだい(以下「きょうだい」という)

- ・ 令和2年度～5年度の当該校の関係教職員
- ・ 関係児童A、B、A及びBの保護者
- ・ 関係児童C、Cの保護者
- ・ 児童D、Dの保護者
- ・ 児童E、Eの保護者
- ・ 旭川市子ども総合相談センター（以下「子総相」という）関係職員
- ・ 旭川市教育委員会学校教育部教育指導課関係職員

4 調査の経過

当委員会の開催状況は表2に示すとおりである。当該児童及びその家族からの聴き取りの状況は表3のとおりであり、関係者からの聴き取りの状況は表4のとおりである。

表2 当委員会の活動

| 日時 | 内容 |
|------------|--|
| 令和5年11月2日 | 令和5年度第1回旭川市いじめ防止等対策委員会 (以下当該一覧において「対策委員会」という) |
| 令和5年11月27日 | 令和5年度第2回対策委員会 |
| 令和5年12月13日 | 令和5年度第3回対策委員会 |
| 令和6年1月12日 | 令和5年度第4回対策委員会 |
| 令和6年2月9日 | 令和5年度第5回対策委員会 |
| 令和6年3月1日 | 令和5年度第6回対策委員会 |
| 令和6年3月14日 | 令和5年度第7回対策委員会 |
| 令和6年3月25日 | 令和5年度第8回対策委員会 |
| 令和6年4月11日 | 令和6年度第1回対策委員会 |
| 令和6年4月26日 | 令和6年度第2回対策委員会 |
| 令和6年5月16日 | 令和6年度第3回対策委員会 |
| 令和6年6月14日 | 令和6年度第4回対策委員会 |
| 令和6年7月5日 | 令和6年度第5回対策委員会 |
| 令和6年8月2日 | 令和6年度第6回対策委員会 |
| 令和6年9月5日 | 令和6年度第7回対策委員会 |
| 令和6年10月3日 | 令和6年度第8回対策委員会 |
| 令和6年10月18日 | 令和6年度第9回対策委員会 |
| 令和6年10月31日 | 令和6年度第10回対策委員会 |
| 令和6年11月14日 | 令和6年度第11回対策委員会 |
| 令和6年11月25日 | 令和6年度第12回対策委員会 |
| 令和6年12月6日 | 令和6年度第13回対策委員会 |
| 令和6年12月20日 | 令和6年度第14回対策委員会 |
| 令和7年1月8日 | 令和6年度第15回対策委員会 |
| 令和7年1月13日 | 令和6年度第16回対策委員会 |

| | |
|-----------|----------------|
| 令和7年1月23日 | 令和6年度第17回対策委員会 |
| 令和7年1月29日 | 令和6年度第18回対策委員会 |
| 令和7年2月13日 | 令和6年度第19回対策委員会 |
| 令和7年3月4日 | 令和6年度第20回対策委員会 |
| 令和7年3月17日 | 令和6年度第21回対策委員会 |

表3 当該児童、当該児童保護者、当該児童のきょうだいからの聴き取り等

| 日時 | 対象者 |
|------------|---------------|
| 令和5年12月20日 | 当該児童保護者 |
| 令和6年2月26日 | 当該児童保護者 |
| 令和6年3月19日 | 当該児童保護者 |
| 令和6年3月27日 | 当該児童（顔合わせ） |
| 令和6年4月3日 | 当該児童、当該児童保護者 |
| 令和6年4月24日 | 当該児童 |
| 令和6年6月3日 | 当該児童のきょうだい |
| 令和6年8月26日 | 当該児童保護者（中間報告） |
| 令和6年10月7日 | 当該児童 |
| 令和7年2月17日 | 当該児童保護者（最終報告） |

表4 関係者からの聴き取り（所属は全て当時のもの）

| 日時 | 対象者 |
|-----------|----------------------|
| 令和6年3月29日 | 当該校関係教職員3名 |
| 令和6年3月30日 | 当該校関係教職員2名 |
| 令和6年4月2日 | 当該校関係教職員1名 |
| 令和6年4月3日 | 当該校関係教職員3名 |
| 令和6年4月4日 | 当該校関係教職員4名 |
| 令和6年4月12日 | 当該校関係教職員2名 |
| 令和6年4月15日 | 当該校関係教職員2名、子総相関係職員2名 |
| 令和6年4月26日 | 当該校関係教職員1名 |
| 令和6年4月27日 | 関係児童Cの保護者 |
| 令和6年4月29日 | 関係児童A及びBの保護者 |
| 令和6年5月24日 | 関係児童C |
| 令和6年6月2日 | 関係児童A、関係児童A及びBの保護者 |
| 令和6年6月16日 | 関係児童B |
| 令和6年6月28日 | 児童D、児童Dの保護者 |
| 令和6年7月7日 | 児童E、児童Eの保護者 |
| 令和6年7月20日 | 子総相関係職員1名 |
| 令和6年9月28日 | 市教委関係職員1名 |
| 令和6年9月30日 | 市教委関係職員1名 |
| 令和6年10月4日 | 市教委関係職員1名 |

第2章 調査結果

第1 いじめの定義

推進法によれば、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（推進法第2条1項）とされている。

上記の「いじめ」の定義に従い、いじめの事実があったかどうか、以下に検討を行う。

第2 当該児童について

当該児童は、両親ときょうだい（当該校に通学）との4人家族であり、両親はともに働いており、いずれも繁忙期のある仕事に就いている。当該児童が保育園の時に現在居住する地域に転居している。

当該児童の住んでいる地域は新興住宅街であるため、住宅を購入し移り住んできた住人が中心で、比較的経済が安定している共働きの家庭が多い。

なお、当該児童の自宅近くには複数の公園がある。

当該児童が当該校に入学した時期は令和2年4月で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当該児童の入学後すぐに4月17日～5月6日まで全国において緊急事態宣言が出ている¹。

当該校においては4月18日～5月18日まで臨時休校となり、そのため当該児童は、同級生と十分な関係性を作れないまま休校期間を過ごし、学校外で遊ぶ範囲が制限された中で比較的住居の近い児童と遊ぶことが多くなるという環境にあった。

当該児童は、小学校1年生時点では、周囲とのトラブルはほとんど確認されていなく、学校では休み時間に遊び、一緒に下校する友達も複数いた。

他方で、コミュニケーションを取ることが上手な方ではなく、誰とでも打ち解けられるタイプではないという評価もなされている。

そうした中、臨時休校中に関係児童を含む遊び仲間との間で、1人だけ仲間の話に同調しなかったこと等から、遊びの中でからかいのターゲットとなっていたことが窺える。

令和3年4月に、当該児童は小学校2年生に進級したが、新型コロナウイルスによる行動制限が少しずつ緩和されていく中で、同級生との関わりが増えていき、次項に記載するトラブルが発生していった。

なお、当該児童は、本報告書の時点では、小学校5年生となっている。

¹緊急事態宣言は5月31日まで延長となっている。

第3 「いじめ」に該当するか検討すべき事実関係について

1 当該児童からのクワガタの提供について（2年生の夏休み期間）

当該児童が小学校2年生の夏休みに、クワガタを採ってきたことを話したところ、関係児童Aにクワガタを1匹あげることになったが、その後、関係児童Aがもらったクワガタがすぐに死んでしまうということがあった。

その中で、当該児童保護者からは、当該児童が、関係児童Aから、「そんなに（クワガタを）いらないだろう」と言われて、もう1匹クワガタを渡すよう求められ、これが当該児童の意に添わない提供であったという申告がなされている。

他方、関係児童側からは、無理に提供を求めた事実はないということであり、その他の聴き取りを踏まえても、当該児童において、クワガタをもう1匹あげたという認識だったのか、あるいは取られたのかという点については判然としない。

この点、当該児童の内心ではあげたくなかったという思いであった可能性は否定できないが、強引な提供を求められたという事実は確認できなかった。

いずれにせよ、当該児童が関係児童Aにクワガタを提供し、そのクワガタが死んでしまったことで、再度提供したということは確認できた（以下「クワガタの件」という）²。

2 当該児童が帽子を取られて、投げ捨てられた件（2年生の通学時）

当該児童において、小学校2年生の下校時に複数の児童と帰宅している際に、関係児童Aに帽子を取られて投げ捨てられたことが複数回あったという申告がなされている。

この点、関係児童側からも当該児童とけんかをした際に、当該児童の帽子を取って投げる行為があったことを認めている。当該児童側の申告である複数回そうした行為が起きていたというところまでは確認できなかったが、少なくとも1回以上そのような行為を受けていたことは認められた（以下「帽子の件」という）。

3 当該児童に雪玉がぶつけられた件（2年生の12月の下校中）

小学校2年生の12月の下校時にふざけて雪玉をぶつけ合う形となった際に、複数人で当該児童に雪玉を当てて、当該児童を一方的なターゲットとしたことが確認できた。当該児童側からは、関係児童側から羽交い締めにされて一方的に当てられる行為があったという申告がなされており、関係児童側

² なお、聴取調査において、クワガタではなく、カブトムシとして関係者から話が出されることが少なくなかった。そこでの状況ややり取りの経緯などはこの「クワガタの件」と同一であることから、一括して「クワガタの件」として扱うこととする。

からも1人が身体を抑えて、もう1人が雪玉を当てるような形となった申告がなされている。

関係者の証言を踏まえたところ、実際の行為において悪意や攻撃の意図などの程度については不明であるが、結果的には複数人对1人の構図となり、一方的な行為となった可能性が高い（以下「雪玉の件」という）。

4 当該児童が「鬼ごっこ」の中でターゲットになったこと（2年生の5月～10月と3年生の4月11日）

当該児童保護者からは、当該児童や関係児童らが、いわゆる「鬼ごっこ」で遊ぶ際に、当該児童が常に鬼となるような形でなされたこと、当該児童側からは、こうした行為が令和3年5月から10月くらいまで10回近くあったこと、当該児童が不登校となる直前の令和4年4月11日にもそうした行為がなされた旨が申告されている。

当該児童や関係児童側も、関係児童Aらから遊びに呼び出されて公園に行った途端に、当該児童が気づかないうちに鬼にされる行為があったことや、当該児童を皆で鬼にするために狙ったことは認めており、令和4年4月11日の件についても同様に当該児童を鬼に指定するような行為があったことが複数人から確認できている。

当該児童保護者からの申告があった10回ほどの回数については明確に確認できていないが、関係者の証言からしても、複数回そうした行為がなされていたことは十分確認できるものであった。

令和4年4月11日の件についても確認ができたため、複数回にわたり当該児童において「鬼ごっこ」の鬼を一方的に決められたということがあったことが窺える（以下「鬼ごっこの件」という）。

5 ボールを投げられて逃げられた件

当該児童側からは、ボール遊びをする際に、当該児童のボールを遠くに投げて、当該児童が探している間に、他の児童が隠れるという行為がなされていたという申告がなされている。

この点について、当該児童側以外から事実関係は確認できなかった。

ボール遊びは比較的児童の間で行われている遊びであったこと、他の件について当該児童がターゲットとなっている構図が確認できることから、この申告が事実として起きていた可能性は否定できないが、明確に認定できるものではなかった。

6 その他の当該児童側から申告があった件（当該児童を待ち伏せする行為について）

当該児童保護者からは、当該児童が令和4年4月11日から当該校に登校しなくなったあと、当該校側と協議し、保健室登校等、登校再開の工夫をし

ている中で、関係児童Aが帰宅時に待ち伏せをするような行為があったという申告もなされたが、この点について事実関係は確認できなかった。

第4 「いじめ」についての判断

1 いじめの認定について

少なくとも第3の2から4の各行為は、小学校2年生という児童において、心理的に影響を与える行為であり、これが複数件にわたり存在することによって、当該児童は、一定期間にわたり心身の苦痛を感じていたものと認められるため、当該児童に対するいじめがあったことは認定できる。

2 いじめの構造化・連続性とそれに伴う当該児童の孤立化について

今回いじめと認定した行為及びそれ以外の行為について、当該児童が関係児童たちにより受けた行為を個別にみるならば、小学校2年生の児童集団の中でしばしば起こり得るような未熟な対人関係の中でのトラブルと評価し得るものも存在すると思われる。

また、本件については、コロナ禍による移動の制限や対人接触の制約があったために、遊び仲間の固定化が生じやすかった面もあったと思われる。

しかしながら、これらの出来事も一連の流れとしてみるならば、当該児童が、繰り返し関係児童たちから攻撃や嫌がらせのターゲットとされる中で、ターゲットとしての立場が固定化されていたことが窺われる。

例えば、クワガタの件については、強要までは確認できていないものの、関係児童Aからの二度にわたる要望があったと窺え、当該児童と関係児童Aとの間に、相互性や対等性は見られないことから、関係児童Aとの関係において、当該児童が要望を受ける側になっていた可能性がある。

帽子の件について、当該児童は少なくとも1回以上、関係児童らとの関係で帽子を奪われる側に立っていたことが認められ、雪玉の件でも、当該児童からも雪玉を投げ返したことは窺えたが、結果的に関係児童らとの関わりの中で、当該児童は雪玉をぶつけられる側に置かれたことが推測される。この中で生じた鬼ごっこの件は、複数の関係児童らによる当該児童への嫌がらせと評価できるものであり、その行為は集団を巻き込んで行われたものであり、当該児童を常に鬼の立場に置こうとするもので相互性に欠けるパワーゲームとなったことが認められる。

これらの事案の共通点は、当該児童がそれに対して抵抗や反発・反撃を示すことはあったにせよ、いずれも関係児童たちから開始され、ターゲットが当該児童に向かっていく点であり、結果的に当該児童の孤立を深める行為として繋がっていったことが窺われる。

令和4年4月11日の鬼ごっこの件がこうした流れの中で生じていること

から、当該児童に与えた心理的な影響が小さくはないと推量される。

いずれも個別に見れば小学校低学年において、起き得る行為であったとしても、また、関係児童らにおいて意図的ではなかったとしても、立場の固定がなされ集団を巻き込む中で、いじめとしての構造をもつに至ったと評価でき、関係児童を含む近隣の仲間集団の中で、当該児童が孤立状態におかれたことが推測できる。

なお、当該児童が不登校となった令和4年4月以降である同年10月に実施された子総相での聴き取りにおいて、当該児童から、「少し休んだら嫌なことをされなくなっているかもしれないと思って学校に行くけどやっぱり嫌なことをされる」、「今は行きたくないが、嫌なことをされなくなる、安心できるなら行きたい」、という発言があったことが確認できており、当該児童自身も嫌がらせを受けて学校生活を安心して過ごせないと感じていたことが窺える。

第3章 いじめに対する当該校の対応の検証

第1 検証の資料について

本事案に係る当該校の対応を、当該児童が入学した令和2年度から令和5年度の順を追って検証する。

検証においては、関係機関から提出された資料のほか、その当時の関係教諭等への聴取面接の記録を用いた。

第2 当該児童の登校状況について

当該児童の登校状況は、以下のとおりである。

| 1年生（令和2年度）の状況 | | | C:コロナ対応・不安による出席停止 | | | | | | | | | |
|----------------|----|----|-------------------|----|----|----|-----|----------|------------|----|----------|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 授業日数 | 9 | 7 | 22 | 21 | 11 | 20 | 22 | 19 | 19 | 11 | 18 | 18 |
| 要出席日数 | 9 | 7 | 22 | 21 | 11 | 19 | 22 | 18 | 16 | 11 | 18 | 18 |
| 出席日数 | 9 | 7 | 22 | 21 | 11 | 19 | 22 | 18 | 16 | 11 | 18 | 18 |
| 欠席日数 (うち病欠) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 早退日数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 遅刻日数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 学級閉鎖 | | | | | | | | | | | | |
| 出席停止 | | | | | | C1 | | C1 | C3 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 2年生（令和3年度）の状況 | | | C:コロナ対応・不安による出席停止 | | | | | | | | | |
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 授業日数 | 17 | 18 | 22 | 14 | 8 | 20 | 21 | 20 | 18 | 12 | 18 | 18 |
| 要出席日数 | 17 | 18 | 22 | 13 | 8 | 20 | 21 | 18 | 18 | 8 | 7 | 18 |
| 出席日数 | 17 | 18 | 22 | 13 | 8 | 16 | 20 | 13 | 5 | 6 | 3 | 11 |
| 欠席日数 (うち病欠) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 5 (5) | 13 (13) | 2 | 4 (1) | 7 |
| 早退日数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 遅刻日数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 学級閉鎖 | | | | | | | | | | | 4 | |
| 出席停止 | | | | C1 | | | | C2 | | C4 | C7 | |

| 3年生（令和4年度）の状況 | | | ※学級閉鎖はなかった | | | | | | | | | |
|----------------|----|----|-----------------|-----------|----------|----|-----|-----|-----|----|----------|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 授業日数 | 19 | 19 | 22 | 15 | 8 | 20 | 19 | 20 | 17 | 13 | 19 | 17 |
| 要出席日数 | 16 | 19 | 17 | 15 | 8 | 16 | 19 | 20 | 17 | 13 | 19 | 17 |
| 出席日数 | 6 | 9 | 3 | 0 | 7 | 5 | 2 | 20 | 16 | 13 | 17 | 17 |
| 登校による出席 | 6 | 9 | 3 | 0 | 7 | 5 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| オンライン出席 | | | | | | | | 20 | 16 | 12 | 15 | 17 |
| 欠席日数 （うち病欠） | 10 | 10 | 14 | 15 | 1 | 11 | 17 | 0 | 1 | 0 | 2 (2) | 0 |
| 早退日数 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 遅刻日数 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| 出席停止 | | | 5 | | | 4 | | | | | | |
| 4年生（令和5年度）の状況 | | | ※学級閉鎖、出席停止はなかった | | | | | | | | | |
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 授業日数 | 17 | 20 | 21 | 14 | 9 | 20 | 20 | 20 | 17 | 13 | 19 | 16 |
| 要出席日数 | 17 | 20 | 21 | 14 | 9 | 20 | 20 | 20 | 17 | 13 | 19 | 16 |
| 出席日数 | 9 | 7 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 | 2 |
| 登校による出席 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| オンライン出席 | 8 | 7 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 |
| 欠席日数 （うち病欠） | 8 | 13 | 11 | 14 | 9 | 20 | 20 | 18 | 17 | 13 | 15 | 14 |
| 早退日数 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 遅刻日数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5年生（令和6年度）の状況 | | | ※学級閉鎖、出席停止はなかった | | | | | | | | | |
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 授業日数 | 17 | 21 | 18 | 16 | 5 | 19 | 22 | | | | | |
| 要出席日数 | 17 | 21 | 18 | 16 | 5 | 19 | 22 | | | | | |
| 出席日数 | 8 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0 | | | | | |
| 登校による出席 | 8 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | | | | | |
| オンライン出席 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 欠席日数 （うち病欠） | 9 | 19 | 15 | 14 (1) | 4 (1) | 18 | 22 | | | | | |
| 早退日数 | 8 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | | | | | |
| 遅刻日数 | 8 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | | | | | |

第3 対応の経過（概要）

1 令和2年度（1年生）

当該児童が入学した令和2年度は、新型コロナウイルス感染症にて学校・学級が断続的に閉鎖される状況にあった。当該校では、教員が学級の児童たちのところにプリントを配って歩く、放課後児童クラブなどが開かれていない午前の時間帯に児童たちの「預かり」を行うなど、児童の様子を確認する機会を積極的に作ってきた。他方で、当時は感染症予防のため、行動範囲に制約が多い状況にあったことから、児童たちは近所に住む児童同士で公園等に集まり遊ぶことが多かったようであるが、そうした動向を当該校は把握しにくい状況にあったと考えられる。

当時より、この学年は「元気」「やんちゃ」などで形容され、子ども同士の「言い合い」や「手が出る」「暴言」などの行為が多いという評価を、当該校内で受けていた。当該児童を含む関係の児童たちも上記に挙げたような言動に代表されるような課題を抱えていたと教員たちは把握しており、そうした行為を把握した際には、児童たちに指導をしながら、お互いにやり取りをしていく中で学び、成長していることを確認してきたという。

小学校2年生に進級するまでの時点で、新型コロナウイルス感染症対策のため自宅で過ごす期間に、当該児童の自宅近くの公園でけんかなどのトラブルがあったことを聞いていたという教員の声もあるが、当時の学年団においては、小学校1年生の時にもめごとは起こっても、いじめや仲間はずれといった状況になっているまでではなかったという認識であったようである。なお、令和2年11月に当該校で実施されたいじめアンケートにおいて、「嫌な思いをしたことがある」という項目への当該児童からの申告はなかった。また、同アンケートの「嫌な思いをした時、誰に相談するか」という項目には当該児童は「先生」「お父さんやお母さん」を選択していた。

当該児童の出席状況は授業日数197日のうち、欠席は「新型コロナウイルス感染症関係による出席停止」による5日のみであった。

2 令和3年度（2年生）

当該校において、1学年から2学年にかけては慣例として担任がそのまま持ち上がるが、当該児童の学級は、前担任が異動となったため、新たにこの年度より転任した教員が担任となった。新担任は、当該児童について、器用であり、勉強も頑張る児童であるとし、感受性が強く、色々なことを気にするところがあるものの、それを即行動に出すのではなく、ため込むタイプであったと評価していた。担任は、当該児童保護者から1年生のころに自宅近くで関係児童Aとのトラブルがあったことについて電話で連絡を受けたものの、学校内では両者のあいだにトラブルは確認されず、学校外のことまで把

握していなかったと述べている。

担任は、休み時間に当該児童とボール遊びや鬼ごっこなどのルールを守らない児童とのトラブルに対してお互いに話し合いをさせたり、別の児童とのトラブルでもその対応を行うなど、学校内で生じたトラブルやアンケートで当該児童から申告された問題への対応に注意を向けていたことが窺われた。令和3年6月に実施されたいじめアンケートにおいて、当該児童はこの年度内に「仲間はずれや無視」によって「嫌な思いをしたことがある」と申告している。

当該児童のアンケートには、当時、担任が当該児童から聴き取りを行ったと見られるメモが残されており、上述した他の児童間での当該児童のトラブルを把握したと考えられる記述があった。なお、当該児童は、今回のいじめアンケート以降、嫌な思いをした時の相談相手に「先生」を選択しなくなっている。

夏季休業期間前の当該児童の登校状況については、「新型コロナ対応による出席停止」による欠席が1日あるのみであった。

夏休み明けの8月は、授業日数8日中欠席は0日、9月は、20日中4日、10月は、21日中1日であったが、11月になると20日中欠席が7日となり（新型コロナ関連出席停止2日を含む）、12月は18日中13日の欠席、1月は12日中6日（新型コロナ関連出席停止4日を含む）、2月は18日中15日（「コロナ不安」による出席停止7日を含む）、3月は18日中7日と、夏休み明けから欠席が増え始め、とりわけ11月以降は登校が困難になってきている状況であった。

令和3年11月29日の個人面談で、担任は当該児童保護者から、今回、いじめの具体的な事実として挙げられているクワガタの件について初めて聞いた。それは、夏休みにクワガタを近所の子に取られたと当該児童が自宅に帰って訴えたため、その近所の子の家に当該児童保護者が言いに行ったという概要程度の内容であり、翌日に再びクワガタを要求されたことの話は出ていなかったことから、担任はこの件は決着がついているものと認識していた。

当該校が提出した当該児童保護者との連絡記録によると、令和3年12月6日にいじめの捉えにおいて当該校側の認識以上に深刻であるとの当該児童保護者からの訴えを受けて、担任は、そこで挙げた児童の一人と当該児童から話を聞いて、両者の思いを確認した上で対応をした旨の報告を行ない、経過を見守る旨の提案を行ったとある。

翌日7日に当該児童保護者から、当該児童が「もういい」（記録のまま）と言っていることを理由に当該児童が欠席する旨の連絡があったことから、教頭が自宅を訪問した。

訪問時には当該児童保護者は不在であったが、当該児童に明日は安心して登校するよう促したことが記録されている。また、12月の下校時にあったとされる雪玉の件について、その翌日に、担任は当該児童から直接訴えを聞き、当該児童に悪口を言ったとされる関係児童1名から状況を確認し、当該校も認知した。しかし、その他の関係児童に対してはそれぞれの担任による聴き取り・状況確認・指導がなされたかどうかについて確認できる資料は得られなかった。

担任は、当該児童が嫌な思いをしていたことは認めつつも、その状況から逃げることができたこと、また雪玉をぶつける行為を注意する児童もその場にいたことなどから、いじめとは思わなかったと当時について説明している。一連の聴き取りにおいては、当時、当該児童の不登校の要因は「忙しい保護者」「家庭の問題」に帰せられ、上記のような児童間のトラブルは、自然な子どもたちのかかわりの一部、誰もが通るものと評価されていたと推測される。

3 令和4年度（3年生）

当該児童の担任は、小学校2年生の時と同じく、この年度に転任してきた教員に代わった。

当該児童の不登校の状況については、新型コロナウイルス感染の蔓延によって欠席が長く続いてしまったために来づらくなってしまったという捉えで引き継ぎがなされたとのことであった。

それとともに、当該児童の自宅の近くにいる児童たちとのトラブルがこれまでであったことも耳に入っていた。当該児童は令和4年4月7日の始業式から登校したが、翌週11日に当該児童保護者から、週末に起きた出来事についての報告があった。その出来事は、あらかじめ当該児童を鬼として関係児童たちが逃げまわるという「鬼ごっこ」と、関係児童たちからボールをぶつけられるというものであった。これにより当該児童は、学校に行きたくないと言っており、これまでもこうした出来事は何度もあったとの内容であった。

以降、当該校によるいじめ対策組織会議議事録をはじめとした記録がなされ始めたことから、当該校は、この時点で、当該児童の状況に対して、いじめ被害の可能性のある事態であると検討し始めたものと考えられる。当該校では、この当該児童保護者からの申立てに対して、翌12日の午前に担任並びに生徒指導部長が関係児童に聴き取りを行い、放課後には当該児童と当該児童保護者が来校し、この一連の出来事の確認をしているが、同日の16時から開催されたいじめ対策組織会議において当該校としては「いじめとは認知しない」との判断をした。その判断の根拠としては、今回の問題を、当該児童に対して挑発的な言葉を発した関係児童Bに対する当該児童の腹立ちが中心にあるとみなした点にあるとされている。

実際のところ、令和4年4月12日に当該児童保護者が同席した聴き取りにおいて、当該児童は、許せないと感じているのは関係児童Bであると述べ、教員からの「関係児童Aのことはいいの？」という問いかけにも頷いていたようである。そして、当該児童もその関係児童Bに対して反撃をしていたことを受けて、本人同士で話をし、謝罪をさせ、当該児童が「もういい」と回答したことで、一応の決着がついたと判断がなされている。しかしながら、当該児童はこの聴き取りの翌日の4月13日には登校したものの、4月14日以降、夏休みに入るまでは、保護者同伴や送迎による登校はできても、自発的な登校は困難な状況となった。4月21日に当該児童保護者が当該校を訪れて、年度が変わって再スタートというところで、4月11日のトラブルによって再度不登校になったことについて、残念な思いを持っていると教頭に伝え、学校関係者が情報共有する組織的対応の仕組みづくりを要請した。

あわせて、当該児童保護者は、4月11日の遊びとして行われた「鬼ごっこ」がルールに沿ったものでなく、通常の鬼ごっこは異なる点も指摘した。この鬼ごっこについて4月26日に3年生の各学級で鬼ごっこの仕方について指導を行った旨の記述があるが、具体的な内容については明らかになっていない。当該児童への対応として、当該校は、定期的な家庭訪問、別室登校の用意、担任以外の教職員による対応、スクールカウンセラーによる面談の促しなど、不登校状況の改善を目指すべく試行錯誤を行ってきたことが確認できる。令和4年11月からは、当該児童は自宅にしながら、タブレットPCを用いての健康観察・学習状況の確認を実施し、家庭での教育的な配慮がなされるようになったものの、持続的な登校に繋がることはなかった。

ただし、当該児童は、自宅近くの公園で近隣の上級生を含む児童たちと放課後に遊ぶ姿も見られていたようである。

当該児童は、令和4年5月25日の放課後には遊びの中で互いに“ズル”をしたことなどを理由にした言い争いから発展して、児童Eを含む同級生やそのきょうだいとけんかになった。一旦は他の児童たちが止めに入って他の公園へと移動するも、気持ちが収まらない当該児童は自宅に帰ってメリケンサックを持って再び児童たちに向かって行こうとしたが、メリケンサックを取り上げられるという出来事があった。

以上の当該児童の不登校状態への対応と並行して、令和4年6月28日の当該児童保護者から担任への電話連絡が契機となり、令和4年7月1日以降に再び本件にかかるいじめについての対策組織が動き始めた。

当該校側の記録では、勝手に鬼を決めて逃げていくやり方での「鬼ごっこ」が現在も関係児童たちによって行われており、児童らの中で何が起きているかを知りたいと当該児童保護者が要望を伝えたことに対して、担任は、鬼ご

っこの仕方についての事実把握を行うことと、家庭訪問をして当該児童と話がしたい旨の応答をしたとされる。

令和4年6月30日の定例いじめ対策組織会議では、当該児童の名前が挙がっており、6月後半より欠席が増えてきたことに触れ、当該児童保護者が周りの人間関係について気にしている旨の報告がなされている。7月1日の担任による当該児童宅への家庭訪問では、「関係児童Aとその友達がいなければ（学校に来れそう）」との発言を確認し、同5日には再度、当該児童保護者からの電話連絡を教頭が受け、当該児童と関係児童Aに関する学校の把握を知りたい、関係児童Aの保護者とも話したい、との要望を受けたところで、本件に関するいじめ対策組織会議が開催された。

同会議では、対応経過の報告を行って、協議し、①当該児童保護者と当該校で確認・把握している事実が異なること、②不登校の理由が本件以外にも当該児童保護者から挙げられていることから、この段階でいじめを「認知しない」という形で留保し「いじめの認知の有無を含めた今後の対応を慎重に協議していく」こととなった。その後、教頭は、当該児童保護者との面談（7月6日）で、クワガタの件などの1・2年生の頃のトラブルについても聞くに至り、7月15日に担任との個人面談に来校した関係児童Aの保護者と会い、4月11日のトラブルの確認と当該児童が関係児童Aとの関係に悩んでいることとともに、保護者同士の面談を要望されていることを伝えた。関係児童Aの保護者は、今回の件について驚きながらも、保護者同士の面談に同意したことから、当該校のコーディネートで日程調整が行われ、7月20日に面談が設定された。この面談での話し合いでは、当該児童保護者から、「鬼ごっこ」と称したいじめを繰り返し受けたこと、その他にもいじめ的な行為があったことが関係児童Aの保護者に対して主張され、関係児童Aの言動の改善を求める要望がなされた。関係児童Aの保護者は、事実として把握できていない部分もあるが、当該児童や当該児童保護者が嫌な思いをしていることに申し訳ない思いを抱いていたようだった。なお、関係児童Aの保護者は、当該児童保護者が当該校にさまざまなトラブル等について話をしていたにもかかわらず、この話し合いに至るまで当該校から何も知らされていなかったと述べている。

面談翌日の7月21日、当該児童保護者から電話があり、教頭が対応した。当該児童保護者によると、関係児童Aとの面談後に数名の保護者に聞いてみたところ、過去に当該児童が関係児童Aからいじめられたことを示す話が得られたとのことであった。このことを受けて当該校は、過去についての当該校の記録や当時の関係者への聴き取り結果から、①小学校2年生の時に、関係児童Aが当該児童を置いて自転車で逃げようとした、②公園で関係児童A

に水鉄砲を遠くに投げられたとの情報を確認した。これを踏まえて、当該校は、同21日夕方に開催されたいじめ対策組織会議において、これまでの判断を変え、この出来事をいじめとして認知した。

ここから当該校は、教頭を窓口として、関係児童Aの保護者との間で週に1回から月に1回ほどの頻度で関係児童Aについての情報交換を行っている。記録によると、学校によるいじめの認知がなされた直後から、一連の出来事について関係児童Aが認めていない部分はあるものの、関係児童Aの保護者は、当該児童に迷惑をかけたとの認識をもって、謝罪に行きたい旨を当該児童保護者に申し入れていた。当該児童保護者からの回答が得られない状況にあった令和4年8月7日の夜に、児童たちが近隣の家を訪問するという地域の伝統行事が行われたおりに、当該児童が上級生児童とともに関係児童Aの自宅を訪問している。関係児童Aの保護者は、当該児童に「関係児童Aにいじわるされて学校に行けなくなっているんだよね。ごめんね」と謝罪を行い、当該児童は頷いてこれに応えたとの報告が当該校にあった。

当該校においては、いじめ対策組織会議が少なくとも月に1回以上のペースで定期的開催され、主に当該児童と関係児童Aの様子や、両者の保護者との情報交換の報告がなされた。報告の中では、当該児童保護者が関係児童Aの所属するスポーツ少年団の児童の保護者に関係児童Aにいじめられて学校に行けていないことを話していたと関係児童Aの保護者から連絡があった件（8月25日）や、A以外の関係児童らとの間で何をして遊ぶかについての意見が合わず、当該児童は怒って家に帰っていったこと（9月11日）、当該児童とそのきょうだいが保護者の運転で登校中に関係児童Aを含む児童たちが当該児童の車に向けて中指を立てたとの訴えが当該児童の保護者からあった件（11月7日）など、当該児童に関係する情報を得ては、関係児童たちに事情の聴き取りや指導を行ってきた。先に述べたとおり、当該児童は11月からは主に自宅にいながら、タブレットPCを用いての健康観察・学習状況の確認を実施し、家庭での教育的な配慮がなされるようになった。

11月21日のいじめ対策組織会議において、同日にオンラインによる当該児童の面談がなされ、本人の心理的苦痛の程度が軽いことを確認したとの報告があり、7月21日に認知したいじめについては解消状況にある可能性が議論された。この会議の議事録には「当該児童保護者の話の中で、関係児童の事実をこれ以上確認するつもりはない、重大事態にするつもりはない、と言っていた」との記載があった。当該校や市教委が残している関係資料を総合すると、これは10月14日に教頭が保護者との電話の中で聞き取った内容と思われる。この電話の中で当該児童保護者は、関係児童Aの言動は変

わらないと感じていること、関係児童たちが当該児童を嫌がっていたり、“ちくりやがった”などと言ったりしていること、当該児童が当該校に対しても不信感を持っていることなどを訴えた。教頭は、悪口の有無について調査をしたいと応答したことに対して、当該児童保護者は「重大事態ではないかと思うが、保護者として事実を突き止めるつもりはない。重大事態にするつもりもない」と話したということであった。

他方で、当該児童と当該児童保護者は、令和4年10月17日に子総相に行き、当該児童は当該校では安心ができていないことを述べ、当該児童保護者は当該校の対応に関する懸念を訴えて専門的な見地から当該校との連携を依頼しており、当該校の受け取りと当該児童並びに当該児童保護者の受け取りではややニュアンスが異なっていたと考えられる。12月2日のいじめ対策組織会議では、当該児童の心理的苦痛は現状では存在しないことが明確になったとの判断がなされ、12月8日のいじめ対策組織会議において、保護者懇談において当該児童への対応を、登校に対する「めんどくさい」という発言に代表される当該児童の気持ちを指導で取り扱っていくものに方向転換することを当該児童保護者との間で同意したこともあったため、7月に認知されたいじめは解消されたと判断した。いじめ解消の判断がなされた後も、引き続き、担任との間では、タブレットPCを用いての通話や家庭訪問などが行われるとともに、授業をオンラインで視聴することを試みるなど、学級との交流についても試行錯誤がなされてきたものの、当該児童との安定したつながりには結び付かなかった。

4 令和5年度（4年生）

令和5年度より当該校の校長が代わるとともに、この年度もまた当該児童の担任は当該校に転任してきた教員が担当することとなった。前年度末（令和5年3月24日）に、当該児童と当該児童保護者は、放課後の図書室で3年時の担任、主幹教諭と面談をした。そこで、当該児童に対して、保護者と教員たちが励ます形で新年度からの登校を促していた様子が報告されている。これに応える形で、4月6日の始業式当日の朝に、当該児童は保護者に連れられて登校をした。当該児童は教室前までは主幹教諭の後について会話をしながら行くことはできたものの、教室の入り口前で動けなくなり（当該児童によると同級生の誰かから名前を呼ばれたことがきっかけとのことであった）、相談室で始業式にオンラインで参加し、2時間目の時間帯に帰宅した。4月7日には市教委の関係者2名が当該校を訪問して、校長・教頭と面談し、前校長からの引き継ぎの確認とともに、当該児童保護者が重大事態について子総相に相談していることから、管理職から保護者の考えについて近日中に確認をすることと、重大事態について申し出があった場合には、市教委に報告

することが伝えられた。4月27日に、校長、教頭並びに主幹教諭が、当該児童保護者と面談し、重大事態調査の申立てをする考えがあることを確認した。

第4 評価

1 学校としてのいじめの認知のあり方について

関係児童Aは1年生から4年生にかけて、当該児童以外が記入したいじめアンケートにおいて7件名前が挙がっていた。

その内容としては、「ちょっかいをかけられる」「年長の児童と一緒に名前の一部を変えてあそばれる」「蹴られた」「軽くぶつかられたり、あそぶふりしてたたかれたりする」「習字セットを汚いと言われた」「公園で下級生らが足をかけて転ばされた」「登校中に雪玉をぶつけられた」「下校途中や少年団の時に、ふざけて下半身を触られた」といったものである。

その度に当該校は聞き取りを行うものの「本人に伝えなくても大丈夫ということだったので」「本人に指導するように伝える程度で良いということ」「今は行為がおこなわれていない」「行為があってから一定期間（3ヶ月以上）たっているの」「今は嫌な思いをしていない」「お互いふざけ合っている中での行為で、今は嫌な思いはしていないということだったので」などの理由で認知されないままとなっている。

こうしたいじめアンケートでの報告があったが、当該校は、関係児童Aに対する評価として、令和4年10月28日の子総相で当該児童の相談担当者に対する面談において、「活発な子ども」であるが、「他の子とのトラブルはほとんどない」との認識を述べている。当委員会の聴き取りにおいても、関係児童Aの印象として「元気で活発」「正義感が強い」「礼儀正しい」などの肯定的な評価や、「トラブル起こすタイプではない」といった認識が多くの教員から聞かれている。

このことを取り上げたのは、関係児童Aが、例えば表裏のある性格であると結論づけようとしているからでは全くない。人は状況を超えて一貫した行動をとることができるものでは本来ないし、年少の子どもであれば、状況によって評価が異なることは驚くべきことではない。

したがって、そうした矛盾しているように見える行動を取り上げて、関係児童Aを非難するべきものではない。

問題にすべきは、当該校の提出資料や関係者の聴取記録を精査しても、こうしたアンケートで名前があがったことを保護者に伝えることや、本人への指導に役立てたことを示す資料が得られなかったことである。

現場の教員における関係児童Aの評価は正当になされているとしても、ア

アンケートの中に複数回現れた内容について、懸念を持ち、配慮を行うなど、いじめの定義に沿って、積極的にいじめの認知をすることは、単なるいじめの有無の把握を超えて、子ども同士の対人関係の把握とともに、個々の児童の理解と指導に活かす重要な情報とするためである。

しかしながら、当該校のいじめ対策組織は、いじめをその萌芽の段階で認知するために行われるアンケートで複数回名前が挙げられてきていることを教育相談や生徒指導の機会としてとらえるという点で、課題があったと考えられる。

2 文脈という観点に立ったいじめの認知

上記のいじめの認知をめぐる積極性に欠ける当該校の姿勢は、当該事案においても生じていたと考えられる。当該校は、小学校1年生の時点から、当該児童保護者から、当該児童の家の近くにいる児童たちとのトラブルについての報告を受けていたが、個々の出来事は、自然な児童たちのかかわりの一部、誰もが通るものとして対応されてきたことが示唆され、こうした出来事が重なる中でつながりを持った「文脈という観点」に立って検討されることは十分でなかったと考えられる。

「文脈という観点」に立って検討するとは、たとえば、度重なる近隣の児童たちからの被害の訴えを1つ1つ個別の事案として丁寧に指導し解決していくことは大切ではあるが、それで終わりとせず、いじめアンケートに何度も加害として名前が挙がる児童や、友人関係の中で弱い立場に追われがちになる児童、保護者や本人から被害を受けているという訴えが頻回にある児童などを、積極的に見出そうとする姿勢を持つことである。

そして、当事者である児童たち、さらには家庭、学級、学校、地域などに視野を広げ、いじめという形で教師や学校に上がってくる事情や理由を、組織として検討していく姿勢を持つことが重要と考える。

今回の事案においては、当該児童は小学校2年生の段階からいじめアンケートに、嫌な思いをした時の相談相手に「先生」を選択しなくなり、登校をしづる傾向も強まっていることなど、当該児童と学校生活の間で、何かおかしなこと、うまくいっていないことが起こっている可能性を示す兆候があった。

また、同じ時期より、当該児童保護者が、時に強く、対人関係で繰り返される当該児童の苦痛を訴えてもいた。

これらに気づき、それを組織として共有し、当該児童やその保護者に関わっていくという生徒指導上の取り組みは、十分なものであったか疑問が残る。当該校がいじめの認知の検討を行うこととなったのは、令和3年7月からであった。さらに認知後も、当該校は、優先的に扱われるのは個々の事案の解

決・解消であり、当該児童が登校をしぶることについては、本人、保護者、家庭といった学校生活外の課題であると認識していた。こうした当該校の姿勢によって、問題解決に向けた取り組みは、当該児童や保護者に寄り添ったものとなりにくかった可能性がある。

3 支援体制について

当該校は、いじめの認知の検討を行うことを決めてから、定期的を開催されるいじめ対策組織会議とは別に、当該事案に関するいじめ対策組織会議も立ち上げて情報の共有と今後の対応について検討を行ってきた。

不登校状態にある当該児童に対して、学級以外の場所を使っての別室登校、ICTを活用した学習支援、頻繁な家庭訪問など、丁寧な対応を心がけてきた。

しかし、小学校2年生以降、その年度に転任してきた教員が当該児童の担任に任命される形になっていたことは、情報連携や支援の連続性という点で、当該児童や当該児童保護者に不安や負担を与えかねず、異動等の事情があったにせよ、その組織的な判断に疑問を感じる部分がある。当該校の人的配置の事情や、これまでの経過を知る教員が担任を支え、情報連携を補ってきた面もあってのことであると考えられるが、当該児童や当該児童保護者に寄り添うという姿勢を示す点で検討の余地があると思われる。

4 保護者間の関係修復に向けた取り組みにおける学校の役割について

令和4年4月11日の鬼ごっこの件で、当該児童保護者の要請と、関係児童Aの保護者の協力を取り付けて、7月21日に双方の保護者が対面する機会が設けられた。

そこで、関係児童Aの保護者は、当該児童の保護者から小学校1年生の頃からその他にもいじめ的な行為があったことを伝えられて、関係児童Aの言動の改善を求められた。

関係児童Aの保護者にしてみれば、当該児童並びに当該児童保護者が嫌な思いをしていることに申し訳ない思いを抱いていたにもかかわらず、当該校から知らされていなかった話に戸惑いを感じたと思われる。

すでに触れたが、当該校は「文脈という観点」に立っていじめの訴えを受け止める視点に欠けていたため、あくまでも4月11日の件のみを取り出してしまったまま、対面の場を設定させてしまった。

このため、両者の間には認識のずれだけでなく、感情的な面でもすれ違いが起こってしまうきっかけを作ってしまったと考えられ、その後、関係児童Aの保護者から謝罪の場を求める要請を受けながらも、両保護者の話し合いが実質的になされないまま、12月にはこの件に係るいじめは解消したとの判断がなされることとなった。

こうした関係修復がないままのいじめの解消判断は、その後に本件が重大事態に向かうこととなった一因となっていると考えられる。

第4章 教育委員会等の対応の検証

本事案に係る市教委の対応について、前章と同様にその経過を時系列に沿って検討していくこととする。

本章で扱うのは、市教委に加え子総相も含んでいる。

検証においては、当該校提出の資料の中には、市教委との連絡に係る記録はほとんどないため、市教委と子総相から提出された資料のほか、当該校関係者、市教委並びに子総相の当時の担当者への聴取面接記録を用いた。

第1 検証

1 対応の経過（概要）

市教委がこの事案について公式に当該校からいじめ認知の報告を受けたのは、令和4年7月21日の夕方に開催された当該校におけるいじめ対策組織会議において、これまで「いじめと認知せず」としてきた鬼ごっこの件についての判断を翻して、いじめと認知したその直後であった。

しかしながら、市教委においては、令和3年12月頃に当該児童が休みがちであるという話題を当該児童保護者から聞き知り、日常の指導の範囲で教頭に事情を確認することが2回はあったとのことである。

そこでは、クワガタの件、帽子の件などのこの報告書でいじめとして挙げられているトラブルを学校として把握されていることが報告されている。

また、当該児童の指導の仕方にかかわり、当該児童保護者は担任の対応に対して納得できないと感じている件でも確認の連絡をし、当該校も丁寧に対応しなければならないとの返事が教頭からあったようである。

令和4年7月21日以降も、市教委と教頭の間で適宜電話を通して、前章に概要を示したものとほぼ同様の当該校の対応経過を中心に報告がなされていたことが、資料により確認されている。以下に、これらの報告資料をもとにして、市教委と、途中から当該児童と当該児童保護者が来所相談に訪れた子総相の対応について整理する。

2 当該児童と関係児童Aの両保護者の関係修復の支援について

市教委は、当該校から関係児童Aの保護者が謝罪をしたいと述べているとの報告を受けて、①学校が両者の謝罪の場に立ち会うことを検討すること、②関係児童Aと面談するなど、納得した上での謝罪になるよう努めること、③夏季休業中も関係児童Aの保護者と定期的に連絡を取るなど丁寧に対応すること、等の指導を行なった。しかし、謝罪を含む関係修復に向けた学校主導の場づくりは当該児童保護者に日程調整を求めるも難航し、令和4年8月

下旬には当該児童保護者が関係児童Aや保護者からの謝罪を望んでいないとの間接的な情報を得たところで暗礁に乗り上げる。

この事態に対して、市教委が当該校に対してどのような指導を行なったかは記録上明らかになっていない。

少なくとも、市教委として関係修復に向けて具体的な支援を行うことはなく、あくまでも当該校が主体となって行うよう指導する方針であったことが推察される。

令和4年9月以降は、市教委への報告の中で、関係修復に向けた場づくりにかかわる報告はなく、市教委からの指導も記録されていない。

3 学習支援について

当該児童への学習支援については、当該児童の登校状況の把握、家庭訪問並びに保護者との電話連絡などの概要を、当該校は市教委からの連絡に対して細かに報告していたことが市教委からの資料で明らかになっている。

市教委は、当該校に対して、当該児童の「児童生徒理解・支援シート」等を作成し、校内および家庭や関係機関等の連携の際に活用することを指導した。また、当該児童保護者と相談してICTの活用による学習支援について提案することを指示し、当該校は担任を通してICTを活用した学習支援の提案を行った上で、放課後にタブレットPCを受け取りにきた当該児童と当該児童保護者と面談し、当該児童保護者よりメッセージ機能等を活用した学習支援の要望を受け付けた。

令和4年11月より、校長判断として、ICTによる朝の健康観察・検温の確認、学習課題の提示、学習履歴の確認等を行うことで、これを出席扱いとして認める方針を当該校は打ち出し、以降、市教委に状況報告を行っていた。

4 教育相談体制について

令和4年10月に入り、当該校は当該児童保護者より、当該児童とともに子総相に来所相談するとの報告を受ける。当該児童と当該児童保護者は10月17日に初めて子総相に来所し、以降11月の半ばまでの間、保護者の了承を得て、子総相、市教委と当該校の3者間で、当該児童並びに当該児童保護者の面談概要に関する情報共有を密に行うこととなった。

具体的には、10月17日の当該児童並びに当該児童保護者の来所相談後、同月21日には市教委の指導主事が子総相に来所して相談担当者から面談内容に関する情報提供を受け、当該校（教頭）に対しては、同相談担当者から電話で面談内容の情報提供がなされている。

10月28日には子総相の相談担当者が当該校を訪問し、経緯の確認と当該校の対応についての説明を教頭から受け、同月31日には、その訪問の概

要を当該児童保護者に電話報告をしている。

この来所相談と情報交換の経過の中で、当該児童保護者は、当該校がいじめに対して十分な対応をしていないこと、当該校が不登校について当該児童保護者の仕事の多忙さを理由として考えていることなどを挙げながら、この段階では精神的な負担をかけてまで登校させたくはないという判断をしていることを子総相の相談担当者に打ち明けていた。

これに対して、当該校は同じ相談担当者に対して、当該児童はそもそも登校しぶりがあり、当該児童が相談担当者に伝えたような「意地悪な環境」はないと認識していること、当該児童保護者は状況によって心境に変化もあり、当該校の押さえている事実との間でも認識に違いがあることなどを報告している。

このように当該校と当該児童保護者との間の認識の開きは大きい中で、1月14日に子総相の相談担当者は家庭訪問をして当該児童と面談を行っている。そこで当該児童は、不登校のきっかけとして、2年生の冬の雪玉の件と、鬼ごっこの件を挙げるとともに、さまざまなトラブルがあった時に当該児童の問題として解決してきた当時の担任や当該校に対して不信感を持ったことを述べ、今はいじめがなくても当該校に行きたくないと主張したという。これを受けて、相談担当者は、現状では当該校に行くことは難しく、別の居場所づくりの必要があるとの見解を示した。

その日を境に、子総相と当該児童並びに当該児童保護者との面談も、当該校や市教委との情報交換も散発的なものになっていったことが窺える。

12月6日に子総相の相談担当者から教頭に対してかけた電話では、担当職員が当該児童保護者に連絡をして最近の状況と当該児童保護者の思いを聞き取ることを申し出たものの、実際に当該児童保護者に連絡をしたのは、令和5年2月17日であった。この日の当該児童保護者への電話連絡では、いじめの過去の事実関係がどうなっているのかを当該児童保護者から質問されたものの、令和4年12月に同年4月11日のいじめが解消となっていたことを子総相の相談担当者は知らず、答えに窮していたようである。

また、令和5年3月1日に当該校に訪問した折に、子総相の相談担当者は同年2月17日の電話では当該児童は当該校の図書室に居られるようになったことを引き合いに出したが、当該校からは、現在は図書室登校ができなくなっているとの報告を受けたことを述べている。

さらに令和5年3月10日には市教委から子総相に連絡があり、当該児童保護者に電話をして、これまでの市教委対応状況の報告と今後の意向確認をしてほしいとの依頼を受け、令和5年3月13日に子総相の相談担当者から当該児童保護者に電話をしている。そこでは子総相の相談担当者は4年生と

なった令和5年4月からの当該児童の不登校への対応について当該校がどのように考えているのかを把握して、当該児童保護者に連絡することを約束し、当該校へその旨を問い合わせるなど、新年度の始業式を再登校に向けたチャンスと捉えて、双方の要望や連絡を伝達する役割に終始することとなる。

この時点で子総相は、当該児童や当該児童保護者に共感しつつ、その思いを傾聴するといった「相談」としての役割が機能していないだけでなく、当該校や市教委に当該児童や当該児童保護者の思いを伝達する「情報提供」としての役割も弱体化し、当該校・市教委と当該児童保護者との間で、双方の話や要望を伝達する役割のみとなっていたようである。

子総相としての対応は、旭川市において新たに設置されたいじめ防止対策推進課のいじめ対策担当において執り行うこととなり、令和5年5月の終わりまでで一区切りとなった。

その後の対応について、いじめ対策担当者から不定期に当該校との連絡がなされていることが資料より確認されるが、具体的な指導や助言の記載はなく、当該校の対応状況の報告のみが共有されている。当該児童並びに当該児童保護者からの相談についての連絡は記録されていない。

第2 評価

1 保護者間の関係修復に向けた教育委員会の役割について

市教委は、いじめの認定がなされるかなり前の時点から、断続的な登校状況にあった当該児童について当該児童保護者を通して認識しており、当該校に情報提供や助言をしていた。

また、いじめの認定後の当該校と市教委との連絡については、当該校側には資料として十分に残されていなかったため、市教委が適切に資料を作成していたことによって、その経過を把握することができた。

こうした点について、市教委並びに指導主事が適切に機能していたことは評価し得ることである。

いじめにおいて加害と被害で分断されやすい保護者の関係のあり方は、その後の双方の子どもたちの支援並びに教育にとってだけでなく、同じ地域で生活し続ける家族の安心や安全にとって長期にわたって重要ないじめ対策の鍵となる。

とりわけ、いじめの重大事態においては、加害と被害にわかれた家族間の関係は複雑なものとなることから、認知後早期の段階から関係修復に向けた取り組みがなされることが必要になると考える。

しかしながら、第3章第3の3に示したとおり、当該校は、関係児童Aの保護者の謝罪の意思を受けて、当該児童保護者との関係修復に向けた場

づくりの設定に取り組んだものの、その実現には難航し、この点についての報告が記録として残らず、断念したかのような状況となった。

市教委はこの状況を把握していたが、関係修復に対して諦めることなく積極的に励ますこと、さらには市教委が何らかの形で関与して具体的な支援の方策を提供するなどの取り組みが見られなかったことは大変残念なことである。

加害と被害にわかれた保護者の関係修復においては、当該校は中立的なコーディネーターとみなされず、双方の立場からは他方の側に立つ存在という憶測を持たれてしまうケースもある。

その意味で、外部からの支援者の存在が役立つ可能性がある場面であり、その立場に指導主事として貢献できる可能性がないか、市教委の検討が期待される。

2 学習支援について

不登校状態になっている当該児童に対する学習支援は、学習の機会の提供という点のみならず、この学習を窓口にして児童と学校間の信頼関係や社会関係の維持・回復などにとっても大切な役割を果たすと考えられる。

市教委は、当該校に対して、当該児童の「児童生徒理解・支援シート」等を作成し、校内および家庭や関係機関等の連携の際に活用することを指導した。

また、当該児童保護者と相談してICTの活用による学習支援について提案することを指示するなど、積極的にかつ柔軟な学習支援の運用を支援したことは評価できることである。

なお、当該校もこれに応じて、ICTと家庭訪問などの直接的な接触の機会を相補的な形で活用して、現在も当該児童に対応している。

3 教育相談体制について

学習支援の体制は比較的組織的に機能していった一方で、当該児童並びに当該児童保護者への教育相談や心理支援に関する組織的な対応は十分に機能したとは言えない状況にあった。

その要因には、当該校は、今回の不登校に対していじめが関与しているというよりは、当該児童、保護者、家庭といった学校生活外の要因に起因して生じているとの考えを持っていたことがあると考えられる。

これがいじめ認定の遅れの要因にもなっており、当該児童並びに当該児童保護者が当該校に対して支援を受けながらも、信頼できない気持ちが拭えずにいる大きな要因となっていると考えられる。

以上の問題に関して、市教委からの指摘や指導が当該校になされた資料が見出されていない。このことは、市教委が全体を俯瞰して、誰（どこ）

と誰（どこ）の間でどのような理解の齟齬や悪循環が起こっているのかを分析する役割を担う場所になり得ていなかったことを示すものであり、市教委の課題として捉えることができる。

さらに令和4年10月に当該児童と当該児童保護者は、現状打開の糸口として、子総相の相談窓口に来所相談した。

当初より、子総相は当該校と市教委と一体になって、相談内容の情報を共有する役割に対して積極的に動いたものの、当該児童と当該児童保護者が来所相談した思いや期待を十分に汲んでいたかどうかは、振り返る必要がある。

すでに述べたように、当該校と当該児童並びに当該児童保護者の間に、不登校状態やいじめの認識への理解という点でも、支援の方向性の共有という点でも話し合いが十分になされておらず、信頼関係が十分に醸成されていない段階であったため、たとえ当該児童保護者より情報提供について承諾を得ていると言っても、その当事者である当該校に相談内の言動を報告することは事態をより複雑にさせ、子総相の担当相談員がその双方の意見の違いの間に巻き込まれるリスクを高めることになる。

こうしたリスクへのアセスメントができない場合、相談窓口は相談に訪れた者にとってさらなる傷つきを引き起こさせる場所になる可能性がある。

実際に今回の経過を追っていくと、子総相は、心情を安心して話すことができる頼りとなる「相談」の場というよりも、当該校や市教委に当該児童側の発言を提供する場であったり、一方の意見や要望を他方に伝えるべく、それぞれに確認をする場となってしまうことがわかる。

今回の子総相の対応は、「相談」というものについて専門的に研修や訓練を受けた者であっても起こり得ることであり、それだけ他（多）機関の連携は慎重なアセスメントの上立って丁寧に行わねばならないことを示している。

子総相は、相談を求めて訪れた市民に対して相談機関としての責任を全うするだけの技術と倫理を持った専門機関であることを強く自覚することが求められる。

第5章 いじめと不登校との関係

第1 いじめと不登校との関係について

第3章ですでに述べたとおり、当該児童の登校が断続的なものとなり始めたのは、小学校2年生の11月からである。

入学時より新型コロナウイルス感染に係る影響によって、学校内外での対人関係が制限された時期であった。本来であれば学校内での様々な行事や学級活動を通して友好的な対人関係を広げていける可能性があったと思われるが、居住地が近い範囲に人間関係が限定されやすい状況であった。当該児童の家の近くには当該校に通う児童は多くおり、遊ぶ際は野外で、鬼ごっこやサッカーなど体を使う遊びが多く、運動面で上手下手など優劣が付きやすい状況があったと思われる。当該児童は最年少であり、また体が小さく、遊びにおいてからかいのターゲットとして狙われやすい者の1人になっていったと思われる。当該児童なりに、時に親を引き合いに出して対抗したり、暴力的な対応をしてその状況に反発をしたが、関係性を変えることは難しかったようである。ただし、周りの子どもたちも、当該児童をいじめているという意識は薄く、遊びの内容や構成メンバーによって当該児童がターゲットにならないことあったことから、当該児童もこの仲間たちと遊び続けていたものと思われる。

しかし、今回いじめの申し立てとして挙げられたような出来事が起こるたびに、当該児童は、当該児童保護者にその辛さや窮状を訴えてきた。小学校2年生の令和3年11月に不登校になったことを契機に、当該児童が関係児童たちとの関係で苦痛やストレスを抱えてきた旨の状況を当該児童保護者が複数回にわたって当該校に訴えて、いじめと不登校の関係を示唆するにあたり、担任あるいは当該校は事態が深刻であるとの認識に至った。

以上の経過から、いじめとして申立てられた出来事による苦痛やストレスの影響が不登校と関係することが認められると考える。

学校外で起こった事態であることの影響もあると思われるが、当該校はこうした経緯に対して表面的な理解しか示さなかった。この繰り返される傷つきと当該校の対応は、様々な当該児童の発言を振り返ると、また同じことが起こるかもしれないという恐怖感や改善が期待できないという失望感、状況を変化させることができないという無力感を生んだと思われる。校内で当該児童がからかいやターゲットにされた事実は確認できていないが、わずかな時間の登下校でさえ関係児童らに会うことを嫌がり、当該校に行くことをためらうようになっていた。聴取の中で当該児童は「(当該校を)少し休んだら嫌なことさなくなっているかもしれない」と発言している。そこには、休んでいることを知り他の児童が優しくしてくれることを期待する気持ちや、当該校に対しても自分の辛さを分かかってほしい気持ちがあったのではないかと推測される。

第2 いじめへの対応と不登校の長期化の関連について

不登校あるいは断続的な登校状態になった当該児童に対して、当該校は、家庭訪問などさまざまな機会に当該児童並びに保護者への面談や教育相談を実施し、ICTを活用した学習支援、学級の児童の構成への配慮など、当該児童や保護者の意見を聴取しつつ、不登校状態にある当該児童への対応を根気強く行うとともに、機会をみて当該児童保護者と協議をしながら、再登校を促してきた。また、当該児童も、保護者の支援を得ながら、再登校を試みてきた。例えば、小学校3年時と4年時に始業式に登校したのは、こうした促しによるものであった。しかし、残念なことに、小学校3年時の場合には、始業式を終えた週末に、鬼ごっこの件が発生して、保護者が当該校にいじめの認知を求め、当該校がいじめを認知する契機となった。また、小学校4年の始業日には、タイミングが合わず教室の入り口前で動けなくなる事態が生じ、当該児童の保護者が重大事態としての申立てを決断する契機となった。いずれも継続的な登校につながらなかつただけでなく、当該校のいじめへの対応の評価や期待を低下させる機会と結びついていく出来事となってしまった。

この時期の当該児童の登校状況を見ると、小学校3年生4月以降、4～6月は1桁の日数しか登校できず、7月は登校日が0日となっている。当該校も11月以降、オンラインでの授業を取り入れ、オンラインになると3年生の間はほぼ毎日アクセスして教員と会話をしていた。しかし小学校4年生になるとそれも減り、7月から次の年の1月までは一度もオンラインでの参加はない。

当該校は週末、家庭訪問をすることで関係性の継続を試みており、また当該児童が当該校に登校した日は主幹教諭が別室で対応していた。当委員会が確認できた時期まで、この状況に大きな変化はなく、オンラインでの参加日を合わせても出席は登校日の半分にも満たない。

こうした不登校の長期化とともに、外で遊ぶことも減り、当該児童も地域で関係児童らに会うことを避けたため、関係児童らに会うことはほとんどなかったと語っている。また、当該校もいじめの件を把握後は、当該校で関係児童Aと会うことのないようクラス替えを含め学年毎に配慮している。

令和6年10月には、当該児童自身関係児童に対して、もやもやした気持ちがかつてあったとは言っているが、「時の流れもあるし別に許せるし」と発言している。

以上の状況を鑑みると、いじめという事態は登校に向かう意欲や動機を挫かせる直接的・間接的な要因となっており、現在も再登校を困難にさせていると言わざるを得ず、結果的に不登校の長期化をもたらす要因の一つになってきたと評価する。

第6章 提言

当委員会はこれまでの検証を踏まえて、以下のとおり提言を行う。

なお、本調査は「旭川市いじめ防止対策推進条例」が令和5年6月に施行される直前の令和5年3月までが対象期間となっている。したがって、以下に示す提言に対して既に実践されている内容もあると思われるが、旭川市の教育行政において当委員会の検証を活かすよう検討していただきたい。

第1 再発防止策

1 初期対応における児童に寄り添う姿勢の重要性

本事案において、当該児童は、アンケートにおいて仲間はずれや無視など嫌な思いをしたことを訴え、保護者は欠席増加を受けて、以前より関係児童たちと当該児童との間で気になる事象が起こってきており、事態は当該校の認識よりも深刻であると訴えた。

これに対して、学校は問題の解決に向けて取り組んできたと認められる面もあるが、他方で、この初期段階で、当該児童並びに保護者の側に寄り添い、その窮状を受け止めるという点では、反省すべき点があったと考えられる。

児童からの訴えに対し、まずは児童の抱えるつらさや不安に寄り添い、受容・共感的な姿勢をもって傾聴し、理解しようとする姿勢を示すことが何より重要である。それにより児童との信頼関係を構築し、児童が安心して学校生活を送れることを保障する必要がある。

2 問題解決に向けた組織的対応

本事案において、学校は個々の問題に対して、いじめ対策組織会議で検討してきたが、結果的に問題を解消しきれず、重大事態として申し立てられるに至った。その要因の一つとして、訴えのあった事象について関係児童や周囲の児童たちから事実関係を確認し、それを資料として記録する手続きが必ずしも十分ではなかったことが挙げられる。

事実関係の確認は、指導とは別に行われるべきものである。まず個々の問題に対して、関係児童に事実関係を確認する際には、5W1Hを基本として聴き取り漏れがないよう徹底した上で（「聴取りシート」を市教委が作成し、学校が活用する等）、迅速に情報共有する場（ケース会議）を持つ必要がある。

ケース会議においては、問題の背景も含めて俯瞰的かつ複眼的な視点で情報を精査し、アセスメントした上で、個々の問題の解決策を策定することが重要である。特にいじめや不登校の要因については、被害児童個人の特性や家庭環境に起因するとした判断を行うことは極力慎重に行うものとして、十分な調査・検討を尽くすべきである。また疑いや重大とは言えない内容であっても、深刻な状況に発展させないことを一つの目的として開催するなど、

当該会議の開催にあたっては臨機応変に実施できるよう、場所や時間枠を創意工夫して設定する。

さらに、これら事案の発見から問題解決に向けた対応は、学年主任等各学年において教育活動の軸となる教職員が中心となって、役割分担を明確にする等、教職員間の組織的対応（チームアプローチ）により展開していくことが望まれる。

3 いじめ認知のあり方

本事案において、いじめが萌芽の時点で認知されず、当初は低学年児童同士の自然な関わりの一部として見過ごされていた。

児童や保護者からいじめの疑いや、いじめの兆候や懸念の訴えがあった時点で、それが推進法の定義に当てはまらない内容であっても積極的に認知し、即対応していくことが何より重要であり、いじめを認知するか否かの議論を長引かせて対応が遅れるのでは本末転倒である。積極的な認知は、事態が深刻な状況に発展することを防ぐための第一歩である。

いじめの多くは大人の目の届かない時間帯や場所で行われていることや、遊びやふざけ合いの延長線上で行われていることを念頭に置き、児童の些細な変化を見逃してはいけない。いじめのアンケート等についても、個別事案の対応を越えて、文脈の観点に立って分析することが求められる。

また、通常の教育相談（年2回開催）にて学校、保護者間で交換される児童の情報をよりタイムリーに収集することで、積極的で正確な認知ができるよう、アプリ³の導入等について、教職員の業務負担を考慮しながら、市教委が中心となって検討する。

4 被害側と加害側の関係修復

本事案においては、被害側と加害側とされた児童並びに保護者間での関係修復がなされず、いじめの解消判断後もわだかまりは残されたと思われることが特に懸念される点である。

学校は、保護者間の認識のずれや感情面でのすれ違いが深刻になる前に、事案発生に繋がっていると思われる経過（トラブルや被害側からの苦情の情報等）を両保護者に伝え、背景も含め事案の全体像が保護者間で共通理解できるように最大の配慮を図る。

また、加害側からの謝罪の申し入れを被害側から拒まれる状況になった場合でも、関係修復に向けた細やかな対応を、学校関係者と双方の保護者の協力のもとで行う必要がある。

なぜなら、早期の段階において、加害側児童にその年齢で期待される深さでの反省を促し、誠実に謝罪をするための支援をすることによって、加害側

³ たとえばSNS版連絡ノート等

児童の思いやりの心を育むことは成長に繋がり、一方で、被害児童もその反省の思いを受けてようやく学校生活の安心安全を取り戻していくスタートに立てると考えられ、被害側児童にとっても加害側児童にとっても関係修復は双方に有益となることが期待できるからである。

さらに、早期に関係修復に向けて取り組んでいくためには、学校のみならず第三者的な立場から仲裁や調整の役割を担える存在が必要であり、市教委からの介入を仰ぐ等関係機関同士による連携も、状況に応じ重要となる。

5 市教委の対応について

本事案において、市教委は学校に対して状況確認や指導を行ってきたが、被害側と加害側の関係修復については学校の主体性に任せ、具体的な支援を行うことがなかった。

市教委は学校の上部組織として、学校から事案の報告があった場合、内部でケース検討会議を開くなどして情報を整理し、適切なアセスメントのもと、学校への助言や指導に当たる。その上で進捗状況について学校に確認し、その都度記録を残すことを徹底する必要がある。

また、前記4にあるように、早期に両者の関係修復に向けて取り組んでいくためには、市教委は学校のみならず第三者的な立場から仲裁や調整の役割を担う等、保護者への介入といった学校との連携が重要となる。

6 子総相の対応について

本事案において、児童及び保護者は問題の打開のために子総相に相談したが、子総相は本来の相談機能を十分に全うできず、単なる情報伝達の役割に終始してしまった。

今回のような事例において子総相は、相談がなぜ持ち込まれたのかを斟酌し、保護者をはじめとする相談者と学校の関わりが円滑に進むように業務に当たる必要がある。その中で、子総相は旭川市の行政機関の一つとして、その相談が、学校の対応に関する内容のものであれば、相談者の了解のもと市教委や学校に情報を報告することもありうることである。しかしその際には、何をどこまで、どのように報告するかを十分に考慮する必要がある。市教委や学校への情報提供によって、相談者の安心感や信頼感を低下させることにならないよう、専門機関としての責任のある判断が求められる。

必要に応じて市教委とケース検討会議を開催する際には、情報を整理して、相談者の抱えている困りごとを精査し、具体的な目標と役割分担の設定及び問題解決に向けた取り組みを検討し、少なくとも状況を悪化させないよう努めることが期待される。

7 教育相談体制における関係機関の連携について

本事案では、学校と市教委、子総相との連携が十分ではなく、当該児童と

当該保護者への対応に支障をきたした。特に情報連携を優先させることで、相談に訪れた当該児童と当該児童保護者に対して、その機関が標榜する相談支援が十分に機能しないという課題が生まれた。

関係機関は子どもたちの最善の利益を念頭において円滑に連携し合わなければならない、将来、子どもたちが社会で生き抜くためのスキルを習得できることを共通の目標とした問題解決への取り組みが重要である。

いじめ事案の対応では学校、市教委、子総相等の関係機関は各々の役割において明確な機能の分担を行い、その分担された独自の機能を十分果たせるよう、各機関の主体性を理解、尊重したうえで綿密な連携を行わなければならない。

その際には、各機関での認識の程度に齟齬が生じることがなく、円滑なケース進行を図るため、各機関の調整に関して中心的役割を担う機関を定めることが重要である。

各機関は、十分かつ正確な情報共有と意思疎通を図って事案に対応し、状況に応じて各機関の同席のもと、情報の共有、保護者対応を含めた事案への対応の協議を行い、保護者との面談においても必要に応じ、各機関の同席による説明の場を設けるべきである。

8 実践的な学習を通じた児童への指導・支援

いじめについての子どもたちの学びは、発達段階に応じた形で道德教育を軸としつつも教科横断的に行われ、学校内でのいじめ防止集会などの機会を通して学年の枠を超えて今日のいじめ理解の共有と、人と人との関わりの中で成長し合える学校・地域づくりへの意識の醸成が図られている。

特に、低・中学年の児童においては知識教育に加えて、体験活動を通じた学びが重要となる。

例えば、多少のトラブルもサポートし合えるような日常の学校生活における心理的安全性の醸成に向けての学級経営、学校運営や地域の協力体制がいじめの重大事態化を予防することにも繋がる。

また、教師や地域の大人たちから子どもへの声掛け、あいさつも同様の効果をもたらす。加えて、より構成的な取り組みとして、ソーシャルスキルトレーニング（SST）やロールプレイ等の手法を用いた疑似体験によってトラブルの解決方法を学ぶ機会を創出することで、児童同士の良好な関係づくりを促すことも、深刻ないじめに対して予防的に働くことが期待できる。

第2 結びに

いじめと不登校の長期化の関係について、本委員会では、資料、並びに当該児童と当該児童保護者、さらに当該校関係者との面談などから総合的に検討を

してきた。

私たちは、一連のいじめによって当該児童が、権威葛藤 Loyalty Conflict の状況に置かれてきたことを重視し、これを不登校の長期化の主な要因をみている。当該校と保護者は、とりわけ低学年の子どもにとって、自分の行動選択や判断の指針となり、自分の安全や安心を提供してくれる存在である。権威葛藤とは、学校と保護者という2つの権威の間での意見の食い違いや対立によって、子どもが抱えることとなる葛藤である。この葛藤の状況が深刻であったり、継続したりすることで、その子どもに登校へのモチベーションの低下が生じることがしばしば不登校事例において観察される。

当該事案において、当該校も当該児童保護者も、どちらも当該児童の学校復帰に向けて、外形的には足並みを揃えているように見えるものの、当該校は、当該児童の特性、保護者の養育上の課題の方に重きを置き、いじめの認知に対して消極的な姿勢を示してきた。また登校に対して「めんどくさい」という当該児童の言葉を取り上げて、早々にいじめの解消とみなし、あくまでこの不登校の本質はいじめをはじめとした対人関係の被害とは別問題であるという姿勢をとってきた。他方で、当該児童の家族は、当該児童が地域の子供達に傷つけられたことによって安心して登校することができないことを当該校に訴え続けてきた。これら両者の思惑が食い違う状況が、当該児童の心理的安全感を不安定なものとし、登校意欲の低下を生じさせていると考えた。

今回の一連の当該児童に対するいじめを含む関係児童とのトラブルは、確かにネガティブな心理的影響を当該児童に与えたと考える。しかしながら、当該校の教職員、関係児童の保護者、当該児童保護者も含めて、子どもたちの対人関係のトラブルをめぐって足並みを揃わせることができなかった大人たちに、この問題を複雑にさせている要因があるのではないかと推察する。

いじめの認知数に関わる統計では小学校低学年において多くなっているとともに、不登校においても小学校低学年での不登校者数の増加が顕著となっていることから今後いじめにかかる重大事態の申立てが、小学校低学年の事案で増加する可能性が懸念される。いじめをはじめとした児童間でのトラブルが生じた際に、学校が、それらのトラブルを子どもの発達上の特性の問題や、親の養育態度の問題に安易に還元して対応することは、保護者との協力関係の土台そのものを脆弱なものとしてしまう。こうした協力関係の脆弱さは外形的には見えなくても、子どもを葛藤状態に陥らせて、登校意欲を低下させてしまうこともあるのだということをこの事案から私たちは学ばねばならない。

この事案の児童たちは、今も同じ小学校で学び、同じ地域で過ごしている。

繰り返しになるが、意見の違いや対立を超えて、互いに補いあい、ねぎらいあえる大人たちのチームワークの中で、当該児童並びに関係児童らを含む子ど

もたちの交流を粘り強く育んでいく体制を、市教委のリーダーシップのもとで作り上げていかれることを、当委員会は心から願っている。